

滝川地区広域消防事務組合告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11の規定により、平成31年度及び平成32年度において、滝川地区広域消防事務組合が発注する工事又はその他の契約に係る指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

平成31年1月25日

滝川地区広域消防事務組合長 前田康吉

第1 資格

1 基本的資格要件

滝川地区広域消防事務組合が発注する契約に係る指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する同政令第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、審査基準日の前日まで納期限が到来しているものに限る。

2 審査基準日

資格審査の基準日は、平成31年1月1日とする。

3 契約の種類による資格要件等

(1) 消防の用に供する車両類の購入に係る契約

消防の用に供する車両類の購入に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる用件を満たしている者でなければならない。

- ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(2) 消防用資器材の購入に係る契約

消防用資器材の購入に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) デジタル複合機賃貸借契約

競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 審査基準日において、引き続き2年以上その業務を営んでいること。
- イ 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。
- ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。
- エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) パソコン賃貸借契約

- 競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
- ア 審査基準日において、引き続き2年以上その業務を営んでいること。
 - イ 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。
 - エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 清掃業務委託契約

- 競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
- ア 審査基準日において、引き続き2年以上その業務を営んでいること。
 - イ 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。
 - エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(6) 庁舎除排雪業務委託契約

- 競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
- ア 審査基準日において、引き続き2年以上その業務を営んでいること。
 - イ 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に売上高を有していること。
 - エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(7) 前各項以外の契約で、必要とする契約を結ぼうとする時は、構成市町に登録された者については組合の資格要件を満たしているものとする。

(8) この告示以外の新たな契約が発生した時は、別に告示する。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年度及び平成32年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 第1の1に定める要件に規定する者になったとき。
- (2) 第1の3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

申請の時期は、平成31年2月4日から平成31年2月18日までとする。

2 申請方法及び受付場所

- (1) 申請には3に掲げる書類を作成し及び添付し、提出しなければならない。
- (2) 受付場所 滝川地区広域消防事務組合 消防本部総務課

3 提出書類

- (1) 資格審査の申請は、様式（北海道、市町村統一様式のいずれかによる）を問わない。
- (2) その他の添付書類（証明書等については、原則として申請日前3か月以内のものとする。また、証明書等の提出は複写可とする。）

① 納税証明書

- (ア) 国税 ～・申請者が法人の場合は「納税証明書その3の3」
・申請者が個人の場合は「納税証明書その3の2」
- (イ) 都道府県税 ～・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地が北海道内の場合は、北海道が発行する納税証明書
・上記以外の場合、申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は受任者となる支店等）の所在地の都府県が発行する納税証明書
- (ウ) 市町村税 ～・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等、連絡先がある場合はその連絡先となる営業所等）の所在地が滝川市内の場合は、滝川市が発行する納税確認書
・上記以外の場合、申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は受任者となる支店等）の所在地の市区町村が発行する納税証明書（東京都の場合は都税事務所が発行する証明書）

② 商業登記簿謄本（個人の場合は、申請者の住所を管轄する市区町村長の発行する身分証明書）

③ 委任状（代理人を選任した場合のみ必要）

④ 申請する契約の種類による資格要件等に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類

4 資格審査の再申請

- (1) 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、その都度資格審査の再申請を行わなければならない。
- (2) 上記の再申請は、消防本部総務課の指示により作成した申請書類を、提出しなければならない。